

C(Z)01-01

宮警本務第1869号

昭和54年7月9日

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

宮城県警察本部長

地方警務官に対する特殊勤務手当（とう乗手当）の支給について
（通達）

警察職員のうち、警視正以上の階級にある職員は、身分が国家公務員である関係上航空機（ヘリコプター）にとう乗しても特殊勤務手当（とう乗手当）が支給されなかったが、今般、人事院規則9-30（特殊勤務手当）の一部が改正され、昭和54年4月1日以降同手当が支給されることになったので通達する。

なお、今回の改正において特殊勤務手当の支給対象となる業務の範囲及び手当額は、次のとおりであるので給与支給事務の処理にあたっては、誤りのないようにされたい。

記

1 支給対象範囲

地方警務官が航空機（ヘリコプター等）にとう乗し、捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締りに従事した場合は、航空手当（とう乗手当）が支給されること。

なお、航空機にとう乗した場合でも単なる視察等の場合は支給されないの
で留意すること。

2 支給方法等

- (1) 航空手当の支給される時間は、航空機が離陸の目的で飛行場を発進した時から離陸した時間までであること。
- (2) 航空手当の額は、とう乗した時間1時間につき、職員の職務の等級が公安職俸給表(一)5等級以上の者は1,500円、6等級以下の者は1,000円であること。

なお、一月のとう乗時間の合計に1時間に満たない端数がある場合における当該端数時間に係る航空手当の額は、次の算式により得た額であること。

$$(1 \text{ 時間当りの単価}) \times \frac{\text{端数時間(分)}}{60}$$

- (3) 同手当の支給日は、当該月分を翌月の給料支給日に支給するものであること。

3 その他

- (1) 航空手当が支給される職員については、別紙様式による実績簿を作成し、所要事項を記録し3年間保管しておくものであるが、これら手当の支給及び実績簿の記録保管については、本部警務課において行うので、該当所属においては、当該月の支給明細書を確認すること。
- (2) とう乗した場合の業務の範囲及び手当支給について疑義ある場合は、警務課給与係(2239)に連絡されたい。

航空手当実績簿

昭和 年 月中

所 属	階 級	職務の等級	氏 名		
警務部長印	従事した日	業務内容	従 事 時 間		
			自 時 分		時間 分
			至 時 分		時間 分
			自 時 分		時間 分
			至 時 分		時間 分
			自 時 分		時間 分
			至 時 分		時間 分
			自 時 分		時間 分
			至 時 分		時間 分
計	—	—	—	—	時間 分

国家公務員（地方警務官）の航空（とう乗）手当支給対象範囲

区分	根拠及び支給対象業務の範囲
<p>○ 関係法令</p>	<p>1 人事院規則9-30（特殊勤務手当）第8条 航空手当の一部改正（昭和54年5月30日改正 昭和54年4月1日適用） 2 地方警務官に対する特殊勤務手当（とう乗手当）の支給（通達）（昭和54年7月9日官警本務第1869号） （注：警察庁給与厚生課 小松崎給与調査官の回答）</p>
<p>○ 支給対象業務の範囲 ○ 支給対象職員 国家公務員（警視正以上） ○ 手当額 ①公安職(一)5等級以上 1時間1,500円 ②公安職(一)6等級以下 1時間1,000円 ③とう乗時間1時間未満 の支給算出 端数時間(分) 1 H単価× 60</p> <p>○ 支給方法 当該月分を翌月の給料 日支給する</p>	<p>今回の航空機とう乗手当新設の趣旨は、各都道府県の地方警務官のうち、現業部門（刑事、警備、交通等）を担当する部長等を対象とし、別に定められている業務に直接従事した場合支給される手当である。 なお、その支給対象業務の範囲及び運用方針は、次のとおりである。 1 部長等が捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り業務を遂行する目的でとう乗した場合に限り支給されるものであること。したがって、支給対象業務以外の業務のため、単なる視察を目的としてとう乗した場合は、支給されないこと。 2 管理部門を担当する職員がとう乗は、特別の事情がない限り単なる視察となるので特に留意するほか、管区警察局長の職員がとう乗した場合でもすべて支給対象から除外されること。</p>
<p>1 H単価× 60</p> <p>○ 支給方法 当該月分を翌月の給料 日支給する</p>	<p>1 管理部門職員が支給対象となる業務は、事件、事故又は災害の発生に伴って部隊等が編成され、その分担業務遂行のため航空機にとう乗した場合に限られる。 2 現業部門を担当する職員が支給対象とされる業務は、犯罪の捜査指揮又は警備上必要な地域の事案策定を目的として、とう乗した場合 例えば、殺人現場の捜査指揮又は女川原発建設に伴う事前警備策定、交通規制の策定、交通取締り指揮等を主たる業務としてとう乗した場合 3 航空手当実績簿の従事内容は、上記とう乗業務を記入すること。</p>